

改正

平成28年3月31日規則第38号

平成28年11月30日規則第72号

平成29年2月28日規則第4号

令和3年6月30日規則第32号

小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年小田原市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条第2号の規則で定める期間)

第2条 条例第3条第2号の規則で定める期間は、5年とする。

(事前相談)

第3条 条例第4条第1項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による墓地等の経営の構想の届出は、墓地等経営構想届出書（様式第1号）によるものとする。

(事前協議)

第4条 条例第5条第2項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の墓地等経営計画協議書の様式は、様式第2号とする。

2 条例第5条第2項第4号（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書の提出予定年月日（以下「申請予定日」という。）
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第5条第3項第8号（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 墓地 墓地等経営計画協議書を提出する日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場 墓地等経営計画協議書を提出する日の属する年度から5年間

4 条例第5条第3項第9号(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第13条第2号ただし書の規定に該当して墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合にあつては、当該施設の設計図及び付近の見取図
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(経営計画の周知)

第5条 条例第6条第1項(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 標識の設置 申請予定日の90日前の日
- (2) 説明会の開催 申請予定日の60日前の日

2 条例第6条第1項第1号(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の標識の様式は、様式第3号とする。

3 条例第6条第1項第2号(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める近隣住民等は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地等の境界線から最短の距離で110メートル(火葬場にあつては、300メートル)以内(次号において「建設予定区域内」という。)に土地若しくは建築物を所有し、又は占有する者
- (2) 建設予定区域内をその区域とする自治会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。)

4 条例第6条第1項第2号(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

5 条例第6条第1項第2号(条例第18条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報

告は、説明会開催状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

6 条例第6条第2項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定により説明会開催状況報告書を閲覧しようとする者は、閲覧票（様式第5号）に必要な事項を記載して市長に提出しなければならない。

7 市長は、説明会開催状況報告書を閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、説明会開催状況報告書の閲覧を禁止し、又は制限することができる。

（1）説明会開催状況報告書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

（2）他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

（3）職員の指示に従わないとき。

（近隣住民等との協議）

第6条 条例第7条第1項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第7条第2項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、報告書（様式第6号）により行うものとする。

3 前条第6項及び第7項の規定は、条例第7条第3項（条例第18条第1項において準用する場合を含む。）において準用する条例第6条第2項の規定により報告の内容を一般の閲覧に供する場合に準用する。

（経営許可の申請）

第7条 条例第10条第1項の墓地等経営許可申請書の様式は、様式第7号とする。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）工事着手予定年月日

（2）工事完了予定年月日

（3）墓地等の管理者の住所及び氏名

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第10条第2項第4号の報告書の様式は、様式第6号とする。

4 条例第10条第2項第5号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（1）墓地等の設置場所が抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の経営許可を受けようとする者が墓地等の経営許可の日から所有権を取得する予定のものである場合 所有

権の移転が行われることを証する書類

(2) 墓地等の設置場所が当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が墓地等の経営許可の日から抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(墓地等の設置等に係る資金の額)

第7条の2 条例第11条第1項第4号の規則で定める額は、当該申請に係る墓地等の設置等に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、当該申請をする時に負債（当該墓地等の設置等に要する費用に係る負債を除く。以下単に「負債」という。）を有する場合にあっては、当該100分の50を乗じて得た額に負債の額を加えた額とする。

(墓地等の設置等に要する費用の借入先の金融機関)

第7条の3 条例第11条第1項第4号の規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる者（同項第2号に規定する協同組合連合会を除く。）その他市長が認める金融機関とする。

(設置場所の基準の特例)

第8条 条例第12条第2号ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2号に該当する者がその者の主たる事務所が存する境内地に隣接し、又は近接する土地に墓地又は納骨堂を設置しようとする場合（墓地、埋葬等に関する法律第1条に規定する目的に照らし、市長が支障があると認める場合を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認める場合
(墓地の構造設備基準)

第9条 条例第13条第2号の規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。この場合において、駐車区画数に100分の1を乗じて得た数以上の駐車区画は、車椅子を使用している者の利用に配慮したものでなければならない。

2 条例第13条第3号の規則で定める有効幅員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める幅員とする。

(1) 墳墓を設ける区域内的の通路 1.2メートル

(2) 前号に規定するもの以外の主要な通路 1.4メートル

3 条例第13条第4号の規則で定める割合は、別表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の右欄に掲げ

る割合とする。

(火葬場の構造設備基準)

第10条 条例第15条第2号の規則で定める規模以上の駐車場は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。

2 条例第15条第7号の規則で定める割合は、別表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の右欄に掲げる割合とする。

(変更許可等)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める数は、経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数とする。

2 条例第17条第1項の墓地等変更許可申請書の様式は様式第8号とし、墓地等廃止許可申請書の様式は様式第9号とする。

3 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 工事着手予定年月日

(2) 工事完了予定年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第17条第2項第9号の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 墓地 墓地等変更許可申請書を提出する日の属する年度から10年間

(2) 納骨堂及び火葬場 墓地等変更許可申請書を提出する日の属する年度から5年間

5 条例第17条第2項第12号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が抵当権の設定等がなされていない土地であつて、墓地等の変更許可を受けようとする者が墓地等の変更許可の日から所有権を取得するものである場合 所有権の移転が行われることを証する書類

(2) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が当該墓地等の変更許可を受けようとする者の所有する土地であつて、当該土地に設定されている抵当権の登記が墓地等の変更許可の日から抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(条例第18条第1項の規則で定める規模)

第12条 条例第18条第1項の規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地 当該面積に100分の30を乗じて得た面積
- (2) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地 当該面積に100分の15を乗じて得た面積
- (3) 納骨堂及び火葬場 経営許可を受けている施設の延べ面積に100分の50を乗じて得た面積
(申請事項変更届)

第13条 条例第19条第1項の墓地等申請事項変更届は、様式第10号とする。

2 条例第19条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 変更しようとする理由
- (2) 変更予定年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第19条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第13条第2号及び第15条第2号の管理施設の設置場所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 条例第19条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第5条第2項第2号及び第3号の宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設の設計図
- (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届(様式第11号)により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類(許可があつたものと

みなされる者が地方公共団体である場合にあっては、第1号キに掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 墓地又は火葬場の新設の許可があったものとみなされた場合

- ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
- イ 墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
- エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
- オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- キ 第4条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合

- ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
- イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合

- ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類
- イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(工事完了の届出等)

第15条 条例第21条第1項の墓地等工事完了届の様式は、様式第12号とする。

2 条例第21条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 墓地等の使用開始予定年月日

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第21条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書

(2) 工事途中及び工事完了後の墓地等の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 条例第21条第3項の工事完了検査済証は、様式第13号とする。

(管理者の届出)

第16条 法第12条の規定による墓地等の管理者の届出は、墓地等管理者設置（変更）届（様式第14号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第17条 条例第24条第2項の職員の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第15号）とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日規則第72号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定により許可を受けている墓地等の経営の主体及び設置場所については、当該許可に係る墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、この規則による改正後の小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第2条、第8条及び第9条の規定は、適用しない。

3 この規則の施行の日前に小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年小田原市条例第3号）第4条第1項（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出又は同条例第17条第1項の規定による申請が行われたものに係る墓地等の経営の許可等に係る基準については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月28日規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第9条、第10条関係）

区域	割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域	(1) 墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の35（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40） (2) 火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25（工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30）
都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域	(1) 墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の15 (2) 火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20

備考 緑地面積とは、樹木の樹冠又は芝で被われている土地及び緑地とするため植樹等を計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで被われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第11条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第17条関係)